

## 平成29年度日本大学文理学部 AO入学試験 問題用紙

試験科目	受験番号	氏名	採点
哲学科 小論文			

【試験時間 60分】

### 【問題】

いわゆる「世界遺産」は「普遍的価値」を有するものとして認定されています。この場合の「普遍的価値」の正体は一体なんなのでしょうか。以下の文章は、この「普遍的価値」の根拠をめぐってなされた議論の一部です。

以下の文章を読み、別紙の解答用紙にその要約を記すとともに、あなたの考えを記しなさい。

### 【文章】

価値を創造し、これを継承するものは共同体であった。共同体の価値創造とは別に、カリスマが価値創造にかかわり、その価値を共有する共同体が形成されることはあるにしても、そしてそのような顕著な例をいわゆる創唱宗教にみることができるにしても、カリスマがその価値を共有する共同体を形成することなしに、その創出した価値が継承されることはなく、従って真に価値を創造したことにはならない。価値はその根本において共同体的なものであった。

しかし、今日このような価値創造にもっとも大きなかわりをもつ主体は非共同体的な市場であるといえよう。市場は共同体の拘束、紐帯をはなれ、アトム化した人びとによる商品取引の上に、交換価値としての別種の価値を常に創造し、この価値は共同体的価値を浸食し、解体していつているかのようにみえる。

宗教財とは、宗教共同体によってその価値を認定された人工物・自然物である。たとえば、仏像は仏教共同体の中でこそ、その価値を認定されてきたのであって、信仰を同じくしない者からみれば価値あるものではなかった。宗教財は一般に崇拝の対象であるから、その価値は崇拝的価値と呼び得よう。

他方で、宗教財のあるものは近代に入り、文化財としての、あるいは芸術作品としての、新たな価値を付与（発見）されてきた。一般に、文化財との呼称を用いる場合には、近代において文化は国民文化として創造されたものであるのだから、それは国家という共同体によって国民を想像させる上で必要性の高い人工物・自然物として認定された国家的価値（ナショナルな価値）を付与（発見）されたものとみなしてよからう。

このナショナルな価値は、同時に諸国家をそれぞれ独自のものとして相互に承認する国際社会によっても文化的価値を有するものとして承認されてきた。すなわち、文化財はナショナル・ミュージアム等に展示されるなどして、まずナショナルな価値として認定され、同時にそれがインターナショナルに相互承認される中で、「普遍的価値」を分有するものと認知されるという構造の中にあつた。価値のウェストファリア体制<sup>(注\*)</sup>が形成されていたとみなしてよからう。

—中略—

宗教財にせよ文化財にせよ、いかなる形而上学的立場にもたらずに「普遍的価値」を説明するとすれば、以上の考え方はあり得るひとつの可能性としてみとめ得るのではなからうか。

観光財は市場的価値を認定されている。それは、楽しみのために、貨幣を用いて交換される価値である。この市場が国内市場であれば、すなわち国内に限定された市場によって認定された価値を中心とするものであれば、国内観光財であり、市場が一国内にとどまり国家による管理を強く受けていた時代においては国内観光財が観光財の中心であつて、したがって観光財もまたナショナルな価値を濃厚に反映するものであつた。しかし、今日では市場そのものが国家管理を脱し、諸国家から自立したグローバル市場と化し、そのような動向の中で観光もまたグローバルなものになりつつある。グローバルな観光（グローバル・ツーリズム）の対象となる観光財は国家による価値の認定をある程度離れ、市場によりグローバルな価値を認定されていると理解し得よう。価値のウェストファリア体制が崩壊しつつある。

いわゆる世界遺産として認定された人工物・自然物の多くは、強い国家の介在を経ながら、グローバル市場によって価値を認定され、グローバル・ツーリズムの対象となっているものと考えられる。

(注\*) 近代は、国家と宗教とのかかわりを理念的に絶つことによって生まれた。すなわち、国家は宗教によりその超越的根拠を得ることなく、それ自体としての根拠をもつ秩序として新たに生まれることとなる。ヨーロッパにおいてはこれはウェストファリア条約による宗教戦争の終結と、各国家の自立的主権を相互承認する国際社会の体制（ウェストファリア体制）の確立によると考えられている。

出典：小林紀由 2015「宗教的・文化的ヘリテージの観光財化をめぐって」『総合社会科学研究』（総合社会科学会）27号、15-26ページ。問題部分は16-18ページ。ただし、問題作成のため若干の改編をほどこした。